

【アメリカ】アメリカのインド太平洋政策に関する 下院外交委員会の公聴会

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2021 年 3 月 19 日、下院外交委員会は米国のインド太平洋政策に関する公聴会を開催し、3 名の専門家を招いた。日本関係に注目して、3 名の見解を紹介する。

1 概要

2021 年 3 月 19 日、下院外交委員会のアジア・太平洋・中央アジア・不拡散小委員会は「インド太平洋における米国の将来（America's Way Forward in the Indo-Pacific）」と題する公聴会を開催し、外交問題評議会（Council on Foreign Relations: CFR）会長のリチャード・ハース（Richard Haass）氏、全米アジア研究所（National Bureau of Asian Research）上級研究員のナデージュ・ローランド（Nadege Rolland）氏、プロジェクト 2049 研究所（Project 2049 Institute）会長のランドール・シュライバー（Randall Schriver）氏を証人として召喚した¹。このうち、ハース氏は、日本に期待される役割等についても言及した。

2 リチャード・ハース氏（外交問題評議会会長）

ハース氏は、「19 世紀の国際政治の主要舞台が欧州であったのと同じように、21 世紀の歴史が形成される主たる舞台はアジアになる」と指摘し、米国にとってのインド太平洋地域の重要性を強調した。

この地域の同盟システムについては、引き続き米国が中心的な役割（hub）を担いつつ、同盟国（spokes）同士の協力も促進されるべきであるとした。中でも、日本と韓国の関係改善が重要であると指摘した。

中国との関係全般については、中国を「手ごわい対等な競争国」と指摘する一方、米中関係をアジア戦略の一要素（全てではなく）と見なすべきであるとも主張した。また、共通の脅威が消失したことと、経済的な結び付きが摩擦の要因になりつつあることにより、米中関係は、冷戦終結後の時期から様変わりし、急激に競争的あるいは敵対的なものになったと指摘した。加えて、現在の中国によってもたらされる課題と、かつてのソ連によってもたらされた課題が、性格を異にするものであるとの見方も強調した。具体的には、中国の課題を、より複雑なものであると指摘した上で（中国がグローバル供給網に組み込まれていることなどを例示）、「米中新冷戦」という表現が、現実を反映したものではないと主張した。またこれゆえに、中国への対応は、往時のソ連への対応（対ソ封じ込め）とは異なるものにすべきであり、米中の完全なる経済的デカップリングも、実現性に乏しいと指摘した。

加えて、アジアの勢力均衡を維持するために、米国はあらゆる領域で中国と競争する必要がある

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 9 月 9 日である。

¹ “America's Way Forward in the Indo-Pacific,” Hearing of the Subcommittee on Asia, the Pacific, Central Asia, and Nonproliferation, Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 117th Congress, 1st Session, March 19, 2021. <<https://docs.house.gov/Committee/Calendar/ByEvent.aspx?EventID=111383>>

あり、また、米国の国益や民主的価値を脅かす中国の諸行動を、同盟国・パートナー国と連携して、押し返さなければならないとした。他方、中国との競争を永続的な対立に転化させないためにも、北朝鮮問題、イラン問題、アフガニスタン問題、グローバルヘルス、気候変動などの分野で、米国は中国との協力を模索すべきであるとした。また、インド太平洋地域における抑止力が低下しているとの現状認識を示した上で、防衛予算の更なる拡大を同盟国に要求する必要性や、南シナ海での航行の自由作戦を、他国と連携して継続する必要性などを指摘した。加えて、米国の立場を強化するために、国連海洋法条約（U.N. Convention on the Law of the Sea）を批准することも必要になるとした。

ハース氏はその他、通商政策、先端技術、新型コロナウイルス、台湾、北朝鮮などに関する見解も示した。通商政策については、米国の従来のアジア戦略が安全保障の分野に偏り、経済的な側面が弱かったと指摘した上で、包括的・先進的 TPP 協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP）に米国が加入する必要があるとした。

先端技術については、分野ごとに連合（協力国の枠組み）を構築するきめ細やかな政策が必要であるとした。例として、半導体装置の輸出については、ドイツ、日本、オランダ、韓国、台湾が協力相手の主な候補となり、電気通信技術については、フィンランド、日本、韓国、台湾、スウェーデンが主たる候補になるとした。

北朝鮮問題については、北朝鮮が核・ミサイル能力を制限するたびに一定の制裁を緩和する段階的な（something for something）取引が必要であるとした。非核化の目標については、放棄すべきではないが、長期的な目標になることを理解すべきであるとした。

3 ナデージュ・ローランド氏（全米アジア研究所上級研究員）

ローランド氏は、インド太平洋が米中双方にとって重要な地域であることを確認した上で、米国のインド太平洋政策に対する中国側の見方について論じた。具体的には、中国の指導者層が、2008 年の世界金融危機をきっかけに、米国の衰退が加速する一方で、中国は上昇を続けていると考えるようになったこと、外交・安全保障上の軸足をこの地域に移すオバマ（Barack Obama）政権のリバランス政策（Rebalance）が、米国による対中封じ込め強化であると中国側に解釈されたこと、これに対して中国側も、最大の強みである経済力を用いて、地域での影響力を高める「一帯一路」政策を打ち出したことを指摘した。

中国指導部のインド太平洋構想については、個人の権利や法の支配といった自由民主主義の原則を尊重するものではないとしながらも、この構想は、中国式統治システムの模倣を各国に求めるものではなく、中国の要望に各国が従うような対中依存構造の拡大を目指すものであると指摘した。

4 ランドール・シュライバー氏（プロジェクト 2049 研究所会長）

シュライバー氏は、各種指標に基づいて、インド太平洋地域の米国にとっての重要性を強調した。具体的には、世界経済に占めるこの地域の比重の大きさや、二酸化炭素排出量の上位国がこの地域に数多く存在することなどを指摘した。

自身も国防次官補（アジア太平洋担当、2018 年 1 月から 2019 年 12 月まで）として携わったトランプ（Donald Trump）政権の政策については、インド太平洋を最優先地域に位置付けたこと、中国に対して効果的な競争を展開する必要性を認識したこと、従来よりも強力かつ直接的

な台湾支援を行ったことなどが、評価に値するとした。

国内政治との関係については、連邦議会における党派（民主党と共和党）や、政権の違いに関係なく、中国の挑戦に対するコンセンサスが、米国内で確立されつつあると指摘した。

バイデン (Joe Biden) 政権の政策については、日米豪印戦略対話 (Quadrilateral Security Dialogue: Quad) の枠組みで首脳会談を開催したこと (2021 年 3 月 12 日)、日本・韓国と外務・防衛閣僚協議を開催したこと (3 月 15 日から 18 日まで)、中国を引き続き「戦略的競争国」と位置付けたことなどを例に挙げ、初期の段階では称賛に値するとした。

他方、シュライバー氏は、バイデン政権の政策に関して、幾つかの疑問が残るとも主張した。具体的には、国家安全保障戦略の暫定指針 (2021 年 3 月公表) において、中国の取上げ方が、新型コロナウイルスや気候変動に比べて小さかったことを指摘し、また、バイデン政権が示唆する将来的な国防予算削減が、米国のアジア戦略に及ぼす影響について懸念を表明した。その他、バイデン政権が掲げる人権の重視を念頭に、北京冬季オリンピック大会 (2022 年 2 月開催予定) のボイコット問題にも言及した。

その上で、シュライバー氏は、バイデン政権に向けて、全 8 項目から成る提言を示した。対中政策全般に関する第 1 項目では、中国との効果的な競争を引き続き最優先課題に位置付け、それを言葉と行動で示すべきであるとした。また、それぞれ適切に管理さえすれば、日本、韓国、オーストラリアなどとの同盟が、中国に対する米側の最大の強みになることも理解すべきであるとした。

軍事に関する第 2 項目では、中距離核戦力 (Intermediate-Range Nuclear Forces: INF) 全廃条約からの離脱 (2019 年 2 月) によって可能となった地上配備型精密打撃能力の展開について、政権がその意向を示すべきであるとした。

Quad に関する第 5 項目では、Quad の枠組みは、特に防衛・安全保障の分野で強化されるべきであるとした。具体的には、海洋状況把握 (maritime domain awareness) や海洋安全保障関連の活動の強化について、Quad が検討すべきであると指摘した。

通商政策に関する第 6 項目では、インド太平洋地域で「中心的な役割を担う貿易協定 (flagship trade agreement)」を追求すべきであるとし、中国との貿易協定に代わる魅力的な選択肢を各国に提示する必要があるとした。また、トランプ政権期に新設された国際開発金融公社 (U.S. Development Finance Corporation: DFC)²の活動を、継続・加速させるべきであると指摘した。

北朝鮮問題に関する第 8 項目では、性急に外交的糸口を与えることなく、北朝鮮への「最大限の圧力」を再構築することが必要であるとした。また、抑止態勢、不拡散・対抗拡散措置、持続的な圧力を確保した上で、事実上の核保有国としての北朝鮮と、交渉しなければならないとした。加えて、こうした交渉は、北朝鮮を核保有国として法的に承認することなく、また、「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化 (complete, verifiable, irreversible denuclearization: CVID)」を追求する中で、行われるべきであると指摘した。

² 海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation: OPIC) と、米国国際開発庁 (U.S. Agency for International Development: USAID) が行ってきた開発保証メカニズム (Development Credit Authority: DCA) が統合されてできた政府系金融機関で、他国へのインフラ開発支援強化を主に担う機関である。